

2024 年 5 月 29 日

株式会社イトヤマ

三養基郡みやき町原古賀 795-4

## LP ガスの『取引適正化』・『料金透明化』に向けた自主取組宣言

お客様がお使いの LP ガスの法律「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の一部が改正されました。弊社は、関係法令を遵守し、取引適正化・料金透明化に向け取り組むことを宣言致します。

### 【宣言内容】

#### 1. 過大な営業行為の制限

LP ガス事業者が、不動産・建設関係者に対し、設備貸与や紹介料などの形で過大な利益供与を行うなどの営業行為を抑止するため、下記の措置を講じます。

- (1) 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- (2) 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LP ガス事業者の切替を制限するような条件契約締結の禁止

#### 2. 三部料金制の徹底

- (1) 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制の徹底
- (2) 電気エアコンやインターホン、Wi-Fi 機器等の LP ガスと関係ない設備費用の LP ガス料金への計上禁止
- (3) 賃貸住宅向け LP ガス料金においては、ガス給湯器等を含む消費設備費用についても計上禁止

#### 3. LP ガス料金等の情報提供

賃貸集合住宅の場合、入居後は事実上 LP ガス事業者を変更できないといった実態を踏まえ、入居前に LP ガス料金等の情報を入手できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 入居希望者や不動産管理会社等への LP ガス料金の事前提示の努力義務
- (2) 入居希望者や不動産管理会社等から LP ガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じる義務

以上